

☆減価償却費の計算

○減価償却資産の償却方法

- ・資 産 名 事業用の軽トラック、トラクター、その他農業用機械など
- ・取 得 年 月 購入した年月
- ①取 得 価 格 購入した価格
- ・耐 用 年 数 資産の耐用年数
- ②償 却 率 $1 \div \text{耐用年数}$
- ③期 間 取得年：令和5年1月から12月までの間に購入した場合は、取得月から令和5年12月までの月数が対象となります。
取得年が昨年以前の場合は12となります。

④専 用 割 合 資産を事業で専用している割合

・償 却 費

取得日において計算方法が異なります。

・平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法

償却費の額＝取得価額×償却率×期間×専用割合（最後に1円を残す）

・平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法（旧定額法）

事業所得等金額の計算上、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額（取得価額の95%相当額）まで達している場合は、残りの5%（未償却残高）をその達した年分の翌年以降5年間で1円まで均等償却となります。

償却可能限度額に達するまでは従来どおりに計算します。

償却費の額＝（取得価格×90%）×旧定額法の償却率×専用割合

償却可能限度額に達した翌年から5年間で均等償却（最後に1円を残す）します。

償却費の額＝（取得価格－取得価格の95%相当額－1円）÷5×専用割合

○中古資産の耐用年数の見積り方法

「簡便法」

イ．耐用年数の全部を経過している資産を購入した場合

法定耐用年数 × 0.2 = 残存耐用年数

例：10年使用したトラクター（耐用年数7年）を購入
 $7 \text{ 年} \times 0.2 = (1.4) \rightarrow [2 \text{ 年}]$

- ・中古の耐用年数は最低でも2年
- ・1年未満の端数は切り捨てる

ロ．耐用年数の一部を経過している資産を購入した場合

（法定耐用年数－（経過年数×0.8））＝ 残存耐用年数

例：3年使用したトラクター（耐用年数7年）を購入
 $(7 \text{ 年}) - (3 \times 0.8) = (4.6) \rightarrow [4 \text{ 年}]$

【少額な減価償却について】

使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の、いわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をせずに使用した時に、その取得価額がそのまま必要経費となります。（農具費）

【一括償却資産について】

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却とせずに、その使用した年以降3年間の、各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「減価償却資産の名称等」欄に「一括償却資産」と記入し、「②償却率」の欄に「1/3」と記入します。

○主な減価償却資産の耐用年数

機械・装備

設備の種類	細目	耐用年数
農業用設備		7
林業用設備		5

建物

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	店舗用・住宅用のもの	22
	倉庫用・作業場用のもの（一般用）	15
木骨モルタル造のもの	店舗用・住宅用のもの	20
	倉庫用・作業場用のもの（一般用）	14
れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用・住宅用のもの	38
	倉庫用・作業場用のもの（一般用）	34
簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの、	10
	掘立造のもの及び仮設のもの	7

構築物

構造・用途	細目	耐用年数
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 【例示】頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水槽、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜなど	14
	主として金属造のもの 【例示】斜降索道設備、農用井戸、かん水用又は散水用配管など	17
	主として木造のもの 【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、稲架、牧柵（電気牧柵を含む）など	14
	土管を主としたもの 【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	5
	その他のもの 【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10
	その他のもの 【例示】薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など	8

車両・運搬具

構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの（特殊自動車・次の運送事業用等以外のもの）	自動車（2輪・3輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	4
	貨物自動車 ダンプ式のもの	4
	その他のもの	5
	その他のもの	6
	2輪・3輪自動車	3
	自転車	2
	リヤカー	4

生物

種類	細目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛	6
	乳用牛	4
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種付け証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	4
	その他用	6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、又は授精証明書のあるものに限る。）	6
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6
	競走用	4
	その他用	8
豚		3
綿羊、やぎ	種付用	4
	その他用	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
なし樹		26
桃樹		15
桜桃樹		21
びわ樹		30
くり樹		25
梅樹		25
かき樹		36
あんず樹		25
すもも樹		16
いちじく樹		11
キウイフルーツ樹		22
ブルーベリー樹		25
パイナップル		3
茶樹		34
オリーブ樹		25
ツバキ樹		25